

日本手外科学会認定手外科専門医申請に関するFAQ

法人化に伴う専門医制度細則変更により、専門医受験申請の条件に「最低1回は秋期教育研修講演を受講していることを要する」が加わりましたのでご注意ください。

<申請資格に関して>

- ① Q. 以前に日本手外科学会の会員であったのですが都合で一旦退会し、再度入会しました。退会前の会員期間を合わせると5年以上になるのですが、申請は可能ですか？
- A. いいえ。申請できません。申請時に、引き続き5年以上正会員である必要があります。

<研修に関して>

- ② Q. 研修履歴書に記載する研修履歴は、研修施設で行ったものを記載すればいいのですか？
- A. いいえ。最低限、5年以上の手外科に関する研修期間の記載が必要です。
- ③ Q. 必ず認定研修施設で1年以上研修を受けていないと受験できないのですか？
- A. いいえ。認定研修施設は、平成19年4月以降に認定されております。そのため、平成23年第3回専門医試験までの時限措置ですが、以下のことが認められております。
- 専門医制度細則第5条(3)に定める「通算1年以上の研修期間を有すること」は、
- 1)『研修当時、日本手外科学会代議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合』は、これを研修期間に含めることができます。
- 2)『①研修当時、指導にあたった医師が、専門医に匹敵する知識、技術を有したことを証明できる書類(業績および研修当時の手術症例)および②指導にあたった医師に対する代議員、名誉会員、特別会員2名以上の推薦状を提出された場合』は、審査の対象といたします。
- ④ Q. 研修履歴書の研修施設の種別は、現在のものを記載すればいいのですか？
- A. いいえ。研修当時の状況を記載してください。
- ⑤ Q. 国内の施設に研修に行った際に、研修証明書を発行してもらいました。これで様式2-1の研修証明書にかえることはできますか？
- A. いいえ。できません。必ず所定の書式を使用してください。
- ⑥ Q. 海外の施設に研修に行った期間は、研修期間に含めていいのですか？
- A. 一概にはいえません。その研修、留学の形態、内容にもよります。申請されたものを委員会で審査します。
- ⑦ Q. 研修証明書の署名は、研修当時の代表者に署名をいただくのでしょうか？
- A. いいえ。その施設が現存しないなどの場合を除き、現在の代表者の署名が必要です。

<手術件数に関して>

- ⑧ Q. 手術記録Ⅰの症例一覧 60 例は手術記録Ⅱの 10 例を含んでいてもよいのでしょうか？
A. 構いません。
- ⑨ Q. 手術の分類に関して、複数に該当すると思われる症例がありますが、どのようにしたらよいのでしょうか？
A. 申請者が考えるもっとも適切な分類としてください。ただし、1 つの症例を分類をかえて複数回記載することはできません。
- ⑩ Q. 所属長署名欄の所属長とはどういった人を指すのですか？
また、自分自身が責任者である場合はどうしたらよいですか？
A. 所属長とは、所属する科の責任者ご理解ください。すなわち大学であれば教授、病院であれば部長または科長が該当します。また、ご自身が責任者である場合は、ご自身の署名で構いません。
- ⑪ Q. 画像や手術記録は必ず必要ですか？
A. 必要です。
- ⑫ Q. 症例について、問合せをする場合があるとありますが、具体的にはどういうことですか？
A. 審査に際し、提出された症例に不審な点や矛盾するような点があった場合に、その症例が正確に記載されているかどうかを資格認定委員会が確認のために問合せをすることがあります。不正があった場合には失格となります。
- ⑬ Q. 手術記録（様式 3-2）の注意事項②に、「原則として、申請者が研修期間中に所属した 2 つ以上の施設から提出症例を選ぶこと．」とありますが、1 施設だけのものでは申請できないのでしょうか？
A. 特別な理由（病院が廃院となった、経営が委譲された、施設の特性など）があると思われる場合は、その旨を付記して申請してください。資格認定委員会で審査し、不明な点があれば確認のために問合せをすることがあります。
なお、申請者が直接手術に関与した 60 症例のうち 20 症例以上、また術者として行った 10 症例のうち 5 症例以上は、必ず専門医のもとで行ったものを記載してください。

<業績などに関して>

- ⑭ Q. 日本手外科学会学術集会で発表して論文を他誌に投稿いたしました。
これは日本手外科学会雑誌への投稿とみなすことはできませんか？
A. できません。日手会誌には、最近 5 年間に 1 編の主著論文が掲載されている必要があります。なお、in press のものについては、掲載証明書があれば認められます。

- ⑮ Q. 学術集会の参加単位はいつから認められるのですか？
A. 平成 18 年 4 月の第 49 回日本手の外科学会学術集会以降に開催されたものは認められます。
- ⑯ Q. 学会発表・論文投稿の単位はいつから認められるのですか？
A. 申請時より遡り 5 年間とします。
- ⑰ Q. 肘に関する論文は、手外科に関する論文として認められますか？
A. はい。手外科に含めて構いません。

平成 22 年 7 月 8 日更新

この FAQ は、会員の皆様からの疑問に対して、できるだけ速やかにアップデートしていく予定です。